

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
3月5日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
 - 特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....一
 - 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....五
- 公告
 - 土地改良区の役員の届出(農村整備課).....五
 - 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....六
 - 県営沖部下地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....七
 - 公共測量の実施(監理課).....七
- 公安委公告
 - 契約の締結.....七
- 雑報
 - 公文書の開示の状況の公表.....八



山口県告示第六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大正通りクリニック	山口市小郡明治二丁目一番五号	令和五、一二、三二
さくらだクリニック	周南市毛利町三丁目三二番	〃 〃 〃
山崎歯科医院	宇部市大字船木九七九	〃 〃 〃
田中歯科医院	長門市東深川九〇六の一	令和六、一、三

山口県告示第六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年三月五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大正通りクリニック	山口市小郡明治二丁目一番五号	令和六、一、一
さくらだクリニック	周南市毛利町三丁目三二番	〃 〃 〃
山崎歯科医院	宇部市大字船木九七九	〃 〃 〃
田中歯科医院	長門市東深川九〇六の一	〃 〃 〃

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	指 定 年 月 日
ASCA山口医療保険福祉合同会社	山口市小郡明治二丁目九番一三	あてくる訪問看護ステーション	山口市小郡明治二丁目九番一三 令和六、二、一
合同会社がく	山陽小野田市大字有帆二五八一	訪問看護ステーション結希	山陽小野田市大字有帆二五八一 〃 〃 〃

山口県告示第六十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
 令和六年六月二十七日から同年七月二十二日まで

四 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時 間	四 場 所
萩市	令和六、六、六	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	萩市民館
	七	午前一〇時三〇分から午前十一時三〇分まで	萩市旭活性化センター
	一〇	午前十一時四〇分から午後〇時四〇分まで	萩市大字椿東六四四六の五 山口県漁業協同組合はぎ支店
	一一	午前一〇時から午前十一時まで	萩市三見出張所
	一二	午後二時二〇分から午後三時二〇分まで	萩市相島文化センター
	一三	午前一〇時三〇分から正午まで	萩市大井公民館
	一四	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	萩市田万川総合事務所
	一七	午前十一時から午前一時三〇分まで	萩市民館
	一八	午後一時から午後二時三〇分まで	萩市大字山田五一五三 山口県漁業協同組合玉江浦支店 萩市見島ふれあい交流センター 萩市福栄コミュニティセンター 萩市川上総合事務所 萩市高俣支所

三 所在場所における定期検査の期間
 令和六年六月二十五日から同年八月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

四 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時 間	四 場 所
美祇市	令和六、七、五	午前一〇時から午前十一時まで	美祇産業技術センター
	八	午前十一時三〇分から正午まで	美祇市豊田前公民館
	九	午後一時三〇分から午後三時まで	美祇市厚保公民館
	一〇	午前一〇時から午前十一時まで	美祇市秋吉公民館
	一一	午前十一時三〇分から正午まで	美祇市於福公民館
	一二	午後一時三〇分から午後三時まで	美祇市嘉万公民館
	一三	午前九時三〇分から午前一時まで	真長田定住センター

(三六) 県営沖部下地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営沖部下地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年三月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営沖部下地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年三月六日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年三月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

熊毛郡平生町大字尾国

三 作業の期間

令和六年二月十四日から同年三月二十九日まで

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び地形測量)

二 作業の地域

萩市大字下田万 三 作業の期間

令和六年二月二十六日から同年三月二十九日まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年三月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

生体認証用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年一月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

六 落札金額

一億九千二百七十九万九千二百円

七 入札公告日

令和五年十一月七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
サーバ 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年一月十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
FLCS株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 六 落札金額
一億三千六百二十六千円
- 七 入札公告日
令和五年十一月七日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十六条の規定により、令和四年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

令和六年三月五日

山口県知事 村岡 嗣政

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	理 状				その他
	開 示	部分開示	非開示	未処理	
4,673 (66)	2,324 (30)	1,498 (33)	199 (2)	158	494 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	理 状				その他
		開 示	部分開示	非開示	未処理	
総 務 部	811 (8)	98	364 (5)	178 (2)	57	114 (2)
総合企画部	129	56	59	5	1	8
産業戦略部	1	0	0	0	0	1
環境生活部	247 (3)	208 (1)	13 (2)	0	1	25
健康福祉部	285 (38)	89 (16)	162 (22)	1	13	20
商工労働部	31	22	5	0	1	3
観光スポーツ文化部	9	3	4	0	0	2
農林水産部	239 (3)	120 (3)	87	2	12	18
土木建築部	1,437 (12)	1,114 (8)	142 (4)	2	43	136
会計管理局	82	64	14	0	0	4
計	3,271 (64)	1,774 (28)	850 (33)	188 (2)	128	337 (1)
議 会	21	9	6	0	0	6
教育委員会	410 (1)	319 (1)	62	1	2	26
選挙管理委員会	195 (1)	67 (1)	104	0	0	24
人事委員会	10	5	2	1	0	2
監 査 委 員 会	8	4	2	0	0	2
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	711	123	460	8	27	93
労働委員会	2	0	0	0	0	2

収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	4/	22	11	0	1	7
地方独立行政法人	4	1	1	1	0	1
合 計	4,673 (66)	2,324 (30)	1,498 (33)	199 (2)	158	494 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合 計
法令秘密情報 (第1号)	1 (1)	173	174 (1)
個人情報情報 (第2号)	1,068 (18)	18 (2)	1,086 (20)
法人等情報 (第3号)	884 (22)	4	888 (22)
犯罪捜査等情報 (第4号)	112	5	117
意思形成過程情報 (第5号)	52 (1)	1	53 (1)
行政運営情報 (第6号)	214 (7)	11 (2)	225 (9)
協力・信頼関係情報 (第7号)	42 (4)	6	48 (4)
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	2	0	2
合 計	2,375 (53)	218 (4)	2,593 (57)

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例 (令和4年山口県条例第42号) による改正前の山口県情報公開条例第11条の号名である。
- 2 「部分開示」欄、「非開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
- 3 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
7 (26)	0 (0)	0 (2)	0 (5)	0 (0)	0 (0)
					7 (19)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

令和六年三月五日印刷
令和六年三月五日発行

発行人
所

山口県知事
山口市